介護老人保健施設 醍醐の里 利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**自己負担分**と保険給付対象外の費用(居住費(滞在費)、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、クラブ等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等)を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス(入所、短期入所療養介護、予防短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置している職員の数、また、認知症専門の施設(認知症ケア加算)で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション・介護予防介護通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画(ケアプラン)を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所(居宅 支援サービス計画を作成する専門機関)に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設醍醐の里の担当者にご相談ください。

介護予防介護通所リハビリテーション利用者負担額

1介護保険内の料金

※料金は自己負担割合が1割の場合で記載。

介護保険自己負担率は、1割~3割に分かれます。介護保険負担割合証をご確認ください。

要介護度		コース	ゆったりコース 6~7時間 (9:30~16:00)	AMがんばりコース 2~3時間 (9:30~12:30		PMがんばりコース 3~4時間 (12:45~16:00)		
(非	基本	要支援1		2,166 円/月	ı	-スによる金額に		
税	基本料金	要支援2		4,219 円/月	違いはありません。 (1 ヶ月請求のため)			

※(日割) 月内に、予防短期入所(当施設・他施設)をご利用された場合は、

【 (その月の日数 ― 短期入所利用日数) × 日割り分 =ご請求金額 】となります

(ア)加算料金(体制加算)※料金は自己負担割合が1割の場合で記載。

①サービス提供体制加算 I 要支援 1 I=93円/月 要支援 2 I=186円/月

サービス提供体制加算 I =介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上

②予防通所リハ処遇改善加算 I (所定単位数の4.7%を加算)

介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

その他、介護保険報酬に規定されている用件を満たしていること。

③予防通所リハ介護職員等特定処遇改善加算 I (所定単位数の2.0%を加算)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているもの として京都市に届け出ており、利用者に対し、予防通所リハビリテーションサービスを行った場合、 当該基準に掲げる区分に従い、上記割合の単位数を所定単位に加算。

(ウ) 加算料金 ※料金は自己負担割合が1割の場合で記載。

④運動機能向上加算 238円/1ヶ月につき

理学療法士等を1名以上配置して、医師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・その他職員が共同して、利用者の運動機能を把握し、作成した運動機能向上計画をもとに心身の状態の維持又は向上を行った場合。

⑤栄養アセスメント加算 53円/1ヶ月につき

- ・ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
- ・ ご利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該ご利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
- ・ ご利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報 その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

⑤栄養改善加算 159円/1ヶ月につき

栄養士を1名以上配置して、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、その改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合。

⑥栄養スクリーニング加算Ⅰ 22円/6ヶ月につき、同Ⅱ 6円/6ヶ月につき

下記を行った場合

- ご利用者に対し、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を担当の介護支援専門員に文書で共有した場合。
- 6ヶ月に1回を限度とする。
- ご利用者について、当事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定できない。またご利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日が属する月は算定できない。

⑦口腔機能向上加算(I) 159円/1ヶ月につき、同Ⅲ 169円/1ヶ月につき 口腔機能が低下している又はそのおそれがある利用者に対して、口腔機能向上を目的として、個別 的に実施される口腔清掃の指導・実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施などの口腔機 能向上サービスを行った場合に加算。

⑧ 若年性認知症利用者受入加算 254円/1ヶ月につき

若年性認知症利用者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合。

⑨生活行為向上リハビリテーション実施加算

(利用開始日の属する月から6月以内)

593円/月

下記を行った場合

- 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士又は研修 を修了した理学療法士・言語聴覚士を配置している。
- 生活行為の内容の充実を図るための目標、実施頻度、実施場所等が記載されたリハビリテーション計画を定めてリハビリテーションを提供している。
- リハビリテーションの終了前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況及び実施結果を報告している。
- リハビリテーションマネジメント加算を算定している。

2 利用料

① 食 費(1日当たり)

おやつ代(1日当たり)

600円

150円

施設で提供する食事・おやつをお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

② 日用消耗品費/1日

55円

石鹸、シャンプー・リンス、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。日用品費の個別の費用は下表のモデルの通りですが、ご利用者一人ひとりについて、使用毎の徴収が繁雑であることから、一日55円とさせていただきます。

週3回利用時

超5日初用的									
日用品費	月	火	水	木	金	土	П		
フェイスタオル		50		50		50			
バスタオル		80		80		80			
排せつ用タオル						50			
おしぼり		40		40		40			
シャンプー・リンス		20		20		20			
石鹸・ボディソープ		20		20		20		一日あたり	
		210		210		260		約226円	

③ 教養娯楽費/1日

110円

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④ おむつ代 各種実費/枚(非課税) 利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものを使用した場合

⑤ 喫茶チケット代

110円(税込み)

コーヒー・紅茶・ココア等の喫茶チケットでお飲み物を飲まれた場合 ⑥ 写真代

写真現像代

44円(税込み)

※AMがんばり(短時間)コースを利用した場合、

①食費・おやつ代 ②日用消耗品費 ③教養娯楽費の負担はありません。

※PMがんばり(短時間)コースを利用した場合、

①食費・☆おやつ代 ②日用消耗品費 ③教養娯楽費の負担はありません。

☆おやつを提供された場合はおやつ代をいただきます。

※その他、郊外レクリエーション・生活リハビリテーションなどに参加した場合、実費負担があります。